

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年11月17日(2005.11.17)

【公表番号】特表2004-514702(P2004-514702A)

【公表日】平成16年5月20日(2004.5.20)

【年通号数】公開・登録公報2004-019

【出願番号】特願2002-545755(P2002-545755)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 45/00

A 6 1 K 9/00

A 6 1 K 31/573

A 6 1 K 38/00

A 6 1 K 47/34

A 6 1 K 47/38

A 6 1 P 37/06

A 6 1 P 41/00

【F I】

A 6 1 K 45/00

A 6 1 K 9/00

A 6 1 K 31/573

A 6 1 K 47/34

A 6 1 K 47/38

A 6 1 P 37/06

A 6 1 P 41/00

A 6 1 K 37/02

【手続補正書】

【提出日】平成16年4月16日(2004.4.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 眼における移植手順を受けたまたは受けている個体の眼に放出された場合に眼の移植拒絶を低減または予防するのに有効である薬剤の粒子、および生体浸食性ポリマーを含み、放出モジュレーターは含まない、眼用生体侵食性薬物伝達システム。

【請求項2】 眼における移植手順を受けたまたは受けている個体の眼に移植された場合、眼の移植拒絶を低減または予防するのに有効な量で少なくとも3週間にわたって、薬物を放出するのに有効である、請求項1に記載の眼用生体侵食性薬物伝達システム。

【請求項3】 前記薬物が、生体浸食性ポリマー中に粒子として存在する、請求項1に記載の眼用生体侵食性薬物伝達システム。

【請求項4】 前記薬物が免疫抑制剤である、請求項1に記載の眼用生体侵食性薬物伝達システム。

【請求項5】 前記免疫抑制剤が、デキサメタゾン、シクロスボリンA、アザチオプリン、ブレキナル、グスペリムス、6-メルカプトプリン、ミヅリビン、ラパマイシン、タクロリムス(FK-506)、デノブテリン、エダトレキサート、メトトレキサート、ピリトレキシム、ブテロブテリン、Tomudex(登録商標)、トリメトレキサート、クラドリビン、フルダラビン、チアミプリン、チアグアニン、アンシタビン、アザシチジン、6

- アザウリジン、カルモフル、シタラビン、ドキシフルリジン、エミテフル、エノシタビン、フロクスウリジン、フルオロウラシル、ゲムシタビン、エガフル、フルオシノロン、トリアモシノロン、アネコルターベアセテート、フルオロメトロン、メドリゾン、およびプレドニゾロンからなる群より選択される、請求項4に記載の眼用生体侵食性薬物伝達システム。

【請求項6】 前記免疫抑制剤がデキサメタゾンである、請求項4に記載の眼用生体侵食性薬物伝達システム。

【請求項7】 前記免疫抑制剤がシクロスポリンAである、請求項4に記載の眼用生体侵食性薬物伝達システム。

【請求項8】 眼における移植手順を受けたまたは受けている個体の眼の前眼房に移植された場合に眼の移植拒絶を低減または予防するのに有効である、請求項1に記載の眼用生体侵食性薬物伝達システム。

【請求項9】 眼における移植手順を受けたまたは受けている個体の眼の硝子体腔に移植された場合に眼の移植拒絶を低減または予防するのに有効である、請求項1に記載の眼用生体侵食性薬物伝達システム。

【請求項10】 前記薬剤が、10～90重量%の量で存在する、請求項1に記載の眼用生体侵食性薬物伝達システム。

【請求項11】 前記薬剤が、50～80重量%の量で存在する、請求項1に記載の眼用生体侵食性薬物伝達システム。

【請求項12】 前記生体浸食性ポリマーがポリエステルである、請求項1に記載の眼用生体侵食性薬物伝達システム。

【請求項13】 前記生体浸食性ポリマーがポリ乳酸ポリグルコール酸（PLGA）共重合体である、請求項1に記載の眼用生体侵食性薬物伝達システム。

【請求項14】 眼における移植手順を受けたまたは受けている個体の眼に放出された場合に眼の移植拒絶を低減または予防するのに有効であるデキサメタゾン、および生体浸食性ポリマーを含み、放出モジュレーターは含まない、眼用生体侵食性薬物伝達システム。

【請求項15】 眼における移植手順を受けたまたは受けている個体の眼に移植された場合、眼の移植拒絶を低減または予防するのに有効な量で少なくとも3週間にわたって、デキサメタゾンを放出するのに有効である、請求項14に記載の眼用生体侵食性薬物伝達システム。

【請求項16】 デキサメタゾンが、生体浸食性ポリマー中に粒子として存在する、請求項14に記載の眼用生体侵食性薬物伝達システム。

【請求項17】 眼における移植手順を受けたまたは受けている個体の眼の前眼房に移植された場合に眼の移植拒絶を低減または予防するのに有効である、請求項14に記載の眼用生体侵食性薬物伝達システム。

【請求項18】 眼における移植手順を受けたまたは受けている個体の眼の硝子体腔に移植された場合に眼の移植拒絶を低減または予防するのに有効である、請求項14に記載の眼用生体侵食性薬物伝達システム。

【請求項19】 デキサメタゾンが、10～90重量%の量で存在する、請求項14に記載の眼用生体侵食性薬物伝達システム。

【請求項20】 デキサメタゾンが、50～80重量%の量で存在する、請求項14に記載の眼用生体侵食性薬物伝達システム。

【請求項21】 前記生体浸食性ポリマーがポリエステルである、請求項14に記載の眼用生体侵食性薬物伝達システム。

【請求項22】 前記生体浸食性ポリマーがポリ乳酸ポリグルコール酸（PLGA）共重合体である、請求項14に記載の眼用生体侵食性薬物伝達システム。